平成２３年（フ）第４９０号
京都府向日市上植野町馬立16番地の４、開始決定時の住所京都府向日市鶏冠井町楓畑18番地の６
破産者　吉原こと　吉原　憲治
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１４６６号
京都市伏見区桃山町大島38番地２　桃山南団地17棟304号室
破産者　亀山　陽子（旧姓吉田）
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６１号
福岡県田川市大字伊加利1888番地
破産者　鳥井　　亘
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第１６３号
長崎県佐世保市日宇町2810番地41
破産者　藤永有美子
１　決定年月日　平成24年２月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
三重県伊賀市島ケ原6306番地
破産者　北本　秀一
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第６３号
奈良県北葛城郡王寺町畠田５丁目22番18号、前住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧816番地１　105―14
破産者　中里　博樹
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２９６号
奈良県葛城市長尾313番地８
破産者　庄司　照生
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６２号
奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台24番22号
破産者　杉本　光広
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３７１号
奈良県大和高田市大字市場726番地の３、前住所奈良県大和高田市大字市場732番地の27
破産者　高井　由利（旧姓平井）
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３９８号
奈良県橿原市白橿町７丁目10番12号
破産者　石田　哲子
１　決定年月日　平成24年２月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第２２４９号
札幌市手稲区前田９条12丁目８番３号
破産者　増澤　繁則
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７１９号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目12番15―205号
破産者　成田　秀高
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１７８号
札幌市豊平区月寒西３条６丁目２番19号
破産者　田島　孝市
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３２１５号
札幌市手稲区金山３条２丁目７番８号
破産者　高橋　良子（旧姓須藤）
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３８１号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目３番12―106号
破産者　秋山亜由美
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７９８号
仙台市宮城野区銀杏町10番５号　コーポパル203
破産者　中鉢　隆雄
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２９８号
横浜市港北区大豆戸町875番地４　大倉山ハイム３―511井尻方
破産者　向達　順康
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４号
神奈川県横須賀市西浦賀３丁目９番４号
破産者　菊池　昌之
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２４９号
神奈川県横須賀市佐野町２丁目５番地
破産者　高梨　順平
１　決定年月日　平成24年２月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部